

浜長保険センター安全だより (4月)

平成 31 年 3 月 25 日
浜長保険センター 第 28 号
電話 079-246-2561
FAX 079-246-2571



沈丁花の甘い香りが漂い、春の訪れを告げています。南方からは桜だよりも聞こえてくる頃となりました。4月6日(土)、恒例の姫路城観桜会が三の丸広場で開催されます。中には「花より団子」の方もおられますが、飲み過ぎには要注意！4月6日から春の全国交通安全運動がスタートします。



姫路市では4人に1人が65歳以上、正に高齢社会であります。ところで高齢運転者等専用駐車区間制度について、ご存じでしょうか？その概要を説明します。

問 高齢運転者等専用駐車区間制度とは、どんな制度か？

答 兵庫県公安委員会では、安全で快適な駐車環境を提供するため官公庁、福祉施設、病院、駅等の周辺に普通自動車のみが駐車できる区間を設け、高齢者等からの申請に基づいて、高齢運転者等標章を交付し、その区間に駐車することができる制度です。(平成22年4月19日施行)

問 標章交付対象者はどんな方か？

答 普通自動車対応免許を保有する者のうち、次の方が対象となります。

- 1 70歳以上の方
- 2 聴覚障害及び肢体不自由を理由に免許に一定の条件を付されている方
- 3 妊娠中又は出産後8週間以内の方

問 対象とする自動車は何か？

答 普通自動車(普通乗用、普通貨物、軽四乗用、軽四貨物及びミニカー)で、次のいずれにも該当する車両

- 1 公安委員会にあらかじめ届出している。
- 2 標章を前面の見やすい箇所に掲示している。
- 3 標章の交付を受けた高齢運転者等自ら運転している。

問 標章の申請は、どうするのか？

答 兵庫県公安委員会に申請することになりますが、窓口は最寄りの警察署交通課になります。申請すると標章が即日交付されます。

問 新規申請に必要なものは何か？

答 高齢運転者等標章申請書(申請窓口で作成することができます。)

問 申請に伴い確認資料は何か？

答 運転免許証、自動車検査証

妊娠中又は出産後8週間以内の方は、妊娠の事実又は出産日を証する書類(母子手帳等)

問 必要がなくなったときはどうするのか？

答 標章を交付された方が次のいずれかに該当した場合は、速やかに標章を公安委員会に返納しなければなりません。

- 1 普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したとき。
- 2 「妊娠中又は出産後8週間以内」に該当しなくなったとき。
- 3 再交付を受けた後、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

これに違反した場合には、罰則の対象となります。

問 姫路市内では、高齢運転者等専用駐車区間がどこにあるのか？



8:30~
21:00

姫路市広畑支所・市民センター東側



8:30~
22:00

姫路市民会館南側国道2号

